

2019.03.01

PL レポート(製品安全) <2018 No.12>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介いたします。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○国民生活センターが乾電池の液漏れによる重度の化学やけど事故調査結果を報告

(2019年1月17日 国民生活センター)

国民生活センターは1月17日、「乾電池式農薬散布器の乾電池液漏れによる化学やけど事故」の原因調査結果を公表しました。

本調査の対象となった製品は、単1形アルカリ乾電池が計8本で駆動するもので、乾電池の1本を逆に装填した再現テストにおいて、電解液漏れが確認されました。原因は、本製品の電池ボックスが、乾電池を逆装填したときに通電を防止する構造にはなっておらず、逆装填した乾電池に他の7本の乾電池の電圧が加えられたことによるものでした。

本件で使用されていたアルカリ1次乾電池(充電不可の電池)から漏れ出す電解液のリスクは多くの事業者がすでに認識しており、日本電池工業会では「乾電池使用機器の電池室・端子安全設計ガイドブック」の中で、使用電池の逆装填や液漏れに対する予防構造等が紹介されています。

なお、本件のような電池の逆装填は、ヒューマンファクターの介在により十分に起こりうる想定可能な誤使用です。事業者においては、このような事象を踏まえたリスクシナリオの抽出が求められますが、その際、見落としがちな要素として、以下のものが挙げられます。

- ・想定した人物像以外の使用
- ・外国人の固有の文化による使用(在日外国人だけでなく旅行者等の短期滞在者の想定も含む)
- ・買い替え前の旧型製品の使用操作方法を無意識で新製品で行ってしまう(癖・習慣)
- ・身体機能に低下がみられる使用者の使用

リスクアセスメントの際に、これらのポイントに留意したリスクシナリオの抽出を励行することが事業者には望まれます。

出所：国民生活センター

「乾電池の液漏れによって重度の化学やけどを負った農薬散布器」

(相談解決のためのテストから No.127)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190117_3.html

○消費者安全調査委員会が「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」の事故等原因調査報告書を公表

(2019年1月28日 消費者安全調査委員会)

消費者安全調査委員会は、1月28日「住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等」の事故等原因調査報告書を公表しました。

住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故 127 件（消費者庁事故情報データベース 2008年3月～2017年11月登録）のうち、原因調査中の案件等を除いた 72 件が調査対象とされました。そのうち、太陽電池モジュール又はケーブルから発生する火災事故等は 13 件であり、数は少なかったものの、太陽電池モジュールと屋根材とが近接していることから住宅の火災、ひいては生命身体への重篤な被害に至る可能性があるため、重点的な調査が行われました。

その結果、モジュールにおける発火原因としては、配線接続部及びバイパス回路における不具合が経時的に進行（劣化）していたこと、また、ケーブルについては、施工不良があったことが特定されました。

当該原因を踏まえると、設計段階において、以下の視点に基づく検討が必要であったものと推察されます。

- ①製品の不具合発生を早期に発見できるシステム
- ②発火温度に達しても、類焼しない設計・構造
- ③モジュール設置に付帯するケーブル配線に関するリスクアセスメントとその結果の製品への反映

事業者としては、長期に使用する製品は必ず劣化することを前提に、安全に使用できる耐用期間を明確にし使用者に周知することや、定期的な点検を案内し実施することが肝要となります。特に、住宅に付帯する製品については、使用者が転居等で変わることもあり、その伝達方法の検討は重要です。定期的な点検を促すタイムスタンプ機能（点検お知らせ機能）や、実際の使用者に目立つよう製品の安全耐用寿命を明記するなど、使用者（居住者）に対して必要な情報を確実に届けるための工夫が求められます。

出所：消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書

- 住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等 -

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_012/pdf/report_012_190128_0002.pdf

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○「合意なき離脱」に備え、イギリス政府が CE マークに代わる UKCA マークを発表
(2019年2月2日 イギリス政府ウェブサイト)

イギリス政府は2月2日、EUからの合意なき離脱を余儀なくされた場合に備え、EU指令への適合を示す CE マークに代わる UKCA (UK Conformity Assessed) マークを公表しました。



公表された UKCA マーク

3月29日に迫った離脱期限までにイギリスとEUとの間で合意が成立しなかった場合、イギリス国内の認証機関 (Notified Body 以下、NB) は CE マークの認証権限を喪失し、UKCA マークの認証主体 (UK Approved Bodies) へと役割を変えます。イギリス国内の NB から認証を得て CE マークを表示していた製品は、法律で定められる期日以降、UKCA マークへの切り替え手続きが必要となります。

一方で、イギリス以外の EU 加盟国の NB から認証を得ていた場合や、自己宣言によって CE マークを表示していた場合は、今のところ UKCA マークへの切り替えは求められていません。イギリス政府は EU 離脱後も一定期間に限り、CE マーク表示製品の国内での流通を認める方針です。

イギリスで流通している CE マーク表示製品に求められる対応

適合性確認の方法	UKCA マークへの切り替え
自己適合宣言	任意
イギリス国内の NB による認証	必要
他の EU 加盟国の NB による認証	当面は不要

UKCA マークの具体的基準は今後発表される予定ですが、イギリス政府は CE マークの基準と同等のものになるとしています。事業者は規制対応に向け、今後の動向に注目することが求められます。

出所：イギリス政府ウェブサイト

<https://www.gov.uk/government/news/design-for-new-product-safety-marking>

○米国連邦航空局がドローン飛行規制緩和法案を公表しパブリックコメントを募集
(2019年1月14日 米国 FAA)

FAA (Federal Aviation Administration: 米国連邦航空局、以下「同局」)は1月14日、UAS (Unmanned Aircraft System: 遠隔または自律誘導で使用する無人航空機、以下「ドローン」) の飛行条件緩和と航空管制システムへの組み込みに関わる法案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

プレスリリースに紹介された米国運輸省長官 (U.S. Secretary of Transportation) の声明文や法案ドラフト等によれば、具体的な内容は以下の通りです。

- ① 特定の条件下において、現在のような飛行許可の申請・取得なしに、ドローンの夜間飛行および人口密集地域における特定の飛行ルート上での飛行を可能とする法案の発表と以下の項目に係るパブリックコメントの募集

<求められているパブリックコメントの項目例>

- ・飛行中のドローンが周辺の人あるいは構造物等に接近できる距離の制限について
- ・最高速度、到達高度等のドローンの飛行性能の制限について
- ・飛行中のドローンの認識・識別と飛行ルートの管制システムについて
- ・ドローンが積載・運搬する荷物の重量の制限について
- ・ドローンの安全確保のための設計上の要求事項の策定について

- ② 社会と国土の安全確保と治安維持のため、ドローンの飛行管理を同局の管轄する航空管制システムに組み込む法案の発表と以下の項目に係るパブリックコメントの募集

<求められているパブリックコメントの項目例>

- ・これらの法案が施行されることによる、経済、環境、資源、連邦制度等への影響
- ・法案の内容に対する変更提案とその理由

米国運輸長官も上記の声明の中で述べていますが、ドローンの実用化は急速に進んでおり、構造が簡単でしかも利用範囲が広い製品の開発・製造やその関連事業は、小規模事業者にとっても比較的容易に参入可能な分野と考えられます。

その一方で、今後も行政は本リリースのように安全確保・治安維持を目的とした管理強化と商業ベースの実用化を促進するための規制緩和を並行して進めると考えられ、事業展開はそれらの動向に大きな影響を受けることになります。事業者は、今後も急ピッチで展開すると思われる国際規格の策定状況や各国の施策の動向を注視し、単なるハードウェアとしての視点のみでドローンを捉えるのではなく、社会を構成するシステムの一部として求められる要求事項を的確に理解したうえで広範囲にリスクを想定し、それらの低減に取り組むことが求められます。

出所：本プレスリリース

https://www.faa.gov/uas/programs_partnerships/DOT_initiatives/

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & AD インターリスク総研 2019